

第141期

定時株主総会 招集ご通知



2021年6月25日(金曜日) 午前10時

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

※本総会の開催場所は前年とは異なりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の
うえ、お間違えないようご注意ください。

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
第2号議案 ▶ 取締役8名選任の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中での開催となります。

閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございます。

議決権行使は書面（郵送）またはインターネット等で行い、株主総会当日のご来場は、感染回避のため自粛をご検討ください。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。
なお、詳しくは1頁をご参照ください。

- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。
ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

『 新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ 』

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申しあげるとともに、罹患されました皆さま、そして感染拡大により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

本総会は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中での開催となります。閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございますので、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等による事前行使を是非ご利用ください。（詳細は5頁から8頁をご参照ください。）

- ①株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
 - ②お土産およびお茶のご用意はございません。
 - ③ご出席される株主の皆さまにおかれましては、アルコール消毒液のご利用やマスク着用のうえご出席等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。
 - ④当日、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主さまの体温を計測させていただく場合がございます。
- 計測の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ⑤株主総会に出席する役員、運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申しあげます。

経営理念

熱意

高知銀行は、限らない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

目次

新型コロナウイルス感染症の

対策に関するお知らせ…………… 1

第141期定時株主総会招集ご通知…………… 3

議決権行使等についてのご案内…………… 5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件…………… 9

第2号議案 取締役8名選任の件…………… 10

添付書類

事業報告

1. 当行の現況に関する事項…………… 19

2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項…………… 27

3. 社外役員に関する事項…………… 33

4. 当行の株式に関する事項…………… 35

5. 会計監査人に関する事項…………… 37

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針…………… 37

計算書類・連結計算書類…………… 39

監査報告書…………… 43

株主各位

招集ご通知

高知市堺町2番24号

株式会社高知銀行

取締役頭取 森下勝彦

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第141期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所	高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール ※本総会の開催会場は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。
3. 目的事項	報告事項 1. 第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 2. 第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
 - お土産およびお茶のご用意はございません。
- 何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

インターネットによる開示事項について

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載することによりお知らせいたします。

当行ホームページ <https://www.kochi-bank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- ◎ 当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場できませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- ◎ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

議決権行使について

本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」9頁から17頁に記載しておりますので、ご検討のうえ、下記のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使の場合 **ご推奨**



行使期限

**2021年6月24日(木曜日)
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は6頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使の場合 **ご推奨**



行使期限

**2021年6月24日(木曜日)
午後5時30分まで**

議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は7頁をご参照ください。

株主総会ご出席の場合



開催日時

**2021年6月25日(金曜日)
午前10時**

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120(652)031
(受付時間 9:00～21:00)

その他のお問合せ先

三井住友信託銀行
証券代行事務センター
☎0120(782)031
(受付時間 9:00～17:00 ※土日休日除く)

【郵送による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、下記をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

行使期限 ▶▶▶▶ 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙

議決権行使書

株式会社高知銀行 御中

私は、2021年6月25日開催の執行第141期定時株主総会（議決権行使書を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2021年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

株式会社高知銀行

株主番号

議決権行使回数

議案	第1号議案	第2号議案（取締役候補者）
賛否表示欄	○	○

お願い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黄色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2021年6月24日午後5時30分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

株式会社高知銀行

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにお持ち帰り会場受付にご提出ください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者番号(10頁ご参照)をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

議決権行使期限：2021年6月24日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



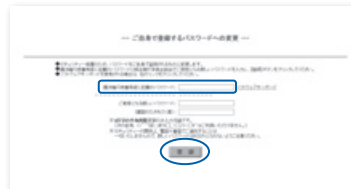
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120(652)031 (受付時間 9:00～21:00)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権行使期限は、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以 上

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第141期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,387,070円となります。

当行第1種優先株式につき金14円95銭2厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は112,140,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式1株につき金25円、当行第1種優先株式1株につき金24円92銭となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案▶取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営環境の大きな変化に対応し、より一層、迅速な意思決定を行うために1名減員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から各候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況 (当事業年度)	取締役 在任期間
1	再任	もり した かつ ひこ 森 下 勝 彦	男性 取締役頭取	18回／18回 (100%)	15年
2	再任	うみ じ かつ ひこ 海 治 勝 彦	男性 常務取締役	18回／18回 (100%)	7年
3	再任	さんの みや まさ こ 三 宮 昌 子	女性 常務取締役	18回／18回 (100%)	6年
4	再任	なる せ ひろし 成 瀬 洋	男性 常務取締役	18回／18回 (100%)	5年
5	再任	た むら しのぶ 田 村 忍	男性 常務取締役	18回／18回 (100%)	4年
6	再任	きた がわ のぶ こ 北 川 展 子 (現 姓：なが 永 房)	女性 社外取締役 独立役員	18回／18回 (100%)	6年
7	再任	い おく かず お 井 奥 和 男	男性 社外取締役 独立役員	18回／18回 (100%)	2年
8	新任	こん たに いつ ろう 近 谷 逸 郎	男性 —	—	—

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を6回行っております。

2. 取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数を記載しております。

株主総会参考書類

招
集
ご
通
知

候補者番号 1

^{もり}^{した}^{かつ}^{ひこ}
森 下 勝 彦 (1954年 2月 5日生)

男性

取締役在任年数 15年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 6,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月	当行入行	2006年 6 月	当行取締役経営統括部長委嘱
1998年 4 月	当行審査部主任審査役	2007年11月	当行常務取締役
1999年 9 月	当行本店営業部貸付一課長	2008年 4 月	当行専務取締役
2001年 4 月	当行本店営業部貸付グループ長	2012年 4 月	当行取締役頭取
2002年 6 月	当行今治支店長	2020年 6 月	当行取締役頭取
2003年 6 月	当行経営統括部グループ長		監査部担当(現任)
2005年 6 月	当行経営統括部長		

取締役候補者の選任理由

森下勝彦氏は、2012年以来、当行の取締役頭取を9年務めており、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレート・ガバナンス向上に大きく貢献しております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

^{うみ}^じ^{かつ}^{ひこ}
海 治 勝 彦 (1960年 7月24日生)

男性

取締役在任年数 7年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 5,335株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当行入行	2014年 6 月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
2004年 4 月	当行融資統括部主任業務役	2014年 9 月	当行取締役経営統括部長委嘱
2006年 1 月	当行経営統括部主任業務役	2016年 4 月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
2007年 4 月	当行経営統括部グループ長	2017年 4 月	当行常務取締役
2011年 4 月	当行東京支店長	2019年 6 月	当行常務取締役
2013年 5 月	当行経営統括部部付部長		経営統括部・人事部担当(現任)
2014年 4 月	当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部部付部長		

取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、融資統括部主任業務役、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類
・
連
結
計
算
書
類

監
査
報
告
書

候補者番号 3

さんの みや まさ こ
三 宮 昌 子

(1957年 5月13日生)

取締役在任年数

6 年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 13,900株

女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	当行入行	2013年 5 月	当行ローン業務部長
2003年 4 月	当行横浜ニュータウン支店長	2014年 9 月	当行コンプライアンス統括部長
2005年 9 月	当行南国支店長	2015年 6 月	当行取締役監査部長委嘱
2006年11月	当行事務統括部主任業務役	2017年 4 月	当行取締役事務システム部長委嘱
2008年 9 月	当行経営統括部主任業務役	2017年 6 月	当行常務取締役事務システム部長委嘱
2009年 9 月	当行営業統括部主任業務役	2019年 4 月	当行常務取締役
2010年 7 月	当行営業統括部グループ長	2020年 6 月	当行常務取締役営業本部長委嘱
2012年 4 月	当行ローン業務部グループ長		営業本部担当 (現任)

取締役候補者の選任理由

三宮昌子氏は、営業店長、ローン業務部長、コンプライアンス統括部長、監査部長、事務システム部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、女性ならではの視点を経営に活かしており、今後も当行が進めていく女性の活躍をはじめとする多様性確保等に対して期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号4

男性

なる せ
成瀬

ひろし
洋

(1959年3月17日生)

取締役在任年数

5年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 2,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2013年5月	当行市場金融部長
2003年4月	当行融資統括部主任業務役	2016年6月	当行取締役本店営業部長委嘱
2005年6月	当行福井支店長	2019年4月	当行常務取締役
2007年1月	当行帯屋町支店長	2020年4月	当行常務取締役与信管理部長委嘱
2009年4月	当行融資統括部グループ長	2021年4月	当行常務取締役融資統括部長兼与信管理部長委嘱
2009年9月	当行市場金融部グループ長		融資統括部・与信管理部担当(現任)

取締役候補者の選任理由

成瀬 洋氏は、営業店長、融資統括部グループ長、市場金融部長を歴任する等、融資判断および資産運用に優れた人材であり、常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号5

男性

た むら
田村

しのぶ
忍

(1959年4月9日生)

取締役在任年数

4年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 2,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2019年4月	当行取締役地域連携ビジネスサポート部長委嘱
2004年6月	当行八幡浜支店長	2019年6月	当行常務取締役営業本部長兼地域連携ビジネスサポート部長委嘱
2007年1月	当行赤岡支店長	2019年9月	当行常務取締役営業本部長委嘱
2009年9月	当行総務部グループ長	2020年6月	当行常務取締役
2012年4月	当行徳島支店長		コンプライアンス統括部・事務システム部担当(現任)
2014年6月	当行融資統括部長		
2017年4月	当行地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長		
2017年6月	当行取締役地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長委嘱		

取締役候補者の選任理由

田村 忍氏は、県内外の主要な営業店長、融資統括部長を歴任しており、融資判断および営業推進等に優れた人材であり、常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

きた がわ のぶ こ
北川 展子

(1971年1月17日生)

社外取締役在任年数

6年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 2,000株

女性

(現姓：永房)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月	弁護士登録 あすか協和法律事務所	2016年4月	小松綜合法律事務所弁護士
2003年4月	金融庁監督局(任期付職員)	2016年11月	琴平綜合法律事務所弁護士
2005年7月	隼あすか法律事務所弁護士	2020年5月	株式会社ヨンドシーホールディングス取締役監査等 委員(社外)(現任)
2014年10月	日本証券業協会法務参事(現任)	2021年1月	北川展子法律事務所開業(現任)
2015年6月	当行社外取締役(現任)		

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

北川展子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験に加え、他社の社外取締役として企業経営に関与することで培った幅広い知見を有しております。当該知見に加え、女性ならではの視点を踏まえたうえで、当行が進めていく女性活躍をはじめとする多様性確保等に対して、助言、提言が期待できることから、同氏に継続して当行の経営を監督していただくことが最適であると判断しました。また社会的信用も十分であることから、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

候補者番号 7

い おく かず お
井 奥 和 男

(1957年8月11日生)

社外取締役在任年数

2年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数

普通株式 200株

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	高知県庁入庁	2016年4月	高知県公営企業局長
2009年4月	高知県総務部政策企画課長	2018年3月	高知県庁退職
2011年4月	高知県総務部副部長	2018年6月	公益財団法人高知県文化財団理事長(現任)
2013年4月	高知県地域福祉部長	2019年6月	当行社外取締役(現任)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

井奥和男氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県行政における豊富な経験と、公益財団法人高知県文化財団理事長としての幅広い見識を有しており、当行の取締役会においても積極的にご発言いただき、当行の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。当行経営の透明性を向上させるとともに取締役会の監督機能を強化するため、同氏が有する幅広い見識が必要であると判断しました。また社会的信用も十分であることから、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

株主総会参考書類

招集ご通知

候補者番号 8

※

近谷逸郎

(1962年 4月26日生)

男性

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月	日本興業銀行入行	2015年10月	日本インベスター・ソリューション・アンド・
2002年 4 月	みずほコーポレート銀行営業第十一部 上席部長代理		テクノロジー株式会社 業務監理部長
2004年10月	みずほ銀行東京支店次長	2018年11月	司法修習生(72期)
2007年11月	みずほコーポレート銀行高松営業部次長	2019年12月	弁護士登録
2011年10月	興和不動産株式会社(現：日鉄興和不動産)		虎ノ門法律経済事務所
	財務部担当部長	2021年 2 月	青陵法律事務所 弁護士(現任)
2013年10月	みずほフィナンシャルグループ・		
	コンプライアンスオフィサー		

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

近谷逸郎氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、銀行員等の豊富な経験に加え、弁護士としての知見および経験を有しております。当該知見を活かした金融関連業務および法律に関する専門的な観点を踏まえ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言および提言が期待できると判断しました。また社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印の候補者は、新任の取締役候補者であります。
3. 北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
5. 北川展子および井奥和男の両氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、近谷逸郎氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当行は、社外取締役候補者 北川展子および井奥和男の両氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、両氏が原案どおり選任された場合は、本契約を継続する予定であります。また、近谷逸郎氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。
7. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注１）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注２）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注３）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注４）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア．上記①～⑦に該当する者
 - イ．当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注１）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注２）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の２％以上

（注３）多額とは、過去３年間平均で年間1,000万円以上

（注４）主要株主とは、議決権の10％以上を保有する株主

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第141期事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日）の日本経済は、輸出や生産に持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資や雇用環境は弱い動きが継続しており、個人消費は持ち直しの動きに足踏みがみられるなど、総じて厳しい状況となりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、個人消費は緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資や製造業の生産は弱めの動きが継続し、全体としては弱い動きとなりました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中880億円増加して、期末残高は10,086億円(前期末比9.56%増)となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中355億円増加して、期末残高は7,502億円(前期末比4.97%増)となりました。

また、有価証券は、期中79億円増加して、期末残高は3,076億円(前期末比2.64%増)となりました。

損益面では、与信関連費用が一部大口先の信用悪化により増加したことや、貸倒引当金について経営改善支援を強化することを目的に見積方法を変更し積み増したことなどにより経常利益は前期比9億32百万円減少して13億91百万円(前期比40.11%減)、当期純利益は同4億66百万円減少して7億92百万円(前期比37.05%減)となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化の進行や生産年齢人口の流出などを背景とした経済規模縮小等の中長期的な課題を抱えており、加えて新型コロナウイルス感染症の波状的な拡大によって深刻な影響を受けております。

当行は、経済環境が不可逆的かつ急速に変化しているときにこそ、地域の皆さまとともに将来像を描いて、その実現に向けた実効性の高い支援を迅速に行うことが地域金融機関としての喫緊の課題であると認識しております。

こうした認識のもと、2021年度よりスタートさせた当行の中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅱ期：進化」では、目指す姿として掲げた「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」の実現に向けて、地域の皆さまを起点とした協働により共通価値を創造していく「ベ

スト・リージョナル・コラボレーション・バンク」の考え方を、さまざまなステークホルダーとサステナブル社会の実現を目指すSDGsに重ね合わせ、より付加価値の高いサービスを展開してまいります。

そのために、前中期経営計画「変革」により構築した経営基盤を土台として、デジタル技術等を活用して抜本的に業務を効率化していくとともに、こうぎんグループ各社の連携を一層強化し、地域金融機関としての枠組みを超えて事業領域を拡大する「進化」に挑戦してまいります。

当行はこれからも、お客さまと将来を共創するベスト・パートナーとなれるよう努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

〈ご参考〉経営目標の達成状況（単体）

	2019年3月期 (計画)	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (計画)	2020年3月期 (実績)	2021年3月期 (計画)	2021年3月期 (実績)
コア業務純益	1,957百万円	1,521百万円	1,940百万円	2,235百万円	2,423百万円	2,632百万円
業務粗利益経費率	71.19%	73.16%	71.37%	72.53%	70.03%	74.79%
当期純利益	15億円	9億円	15億円	12億円	16億円	7億円
自己資本比率	9.4%程度	9.60%	9.3%程度	9.25%	9.3%程度	9.43%

○コア業務純益

業務純益から、与信関連費用や国債等関係損益などの一時的な変動要因を控除したもので、銀行の実質的な収益力を示しています。

○業務粗利益経費率

業務純益に対する経費の比率であり、この比率が低いほど、経費を効率的に使うことで粗利益を稼いでいることを示しています。

事業報告

(2) 財産および損益の状況

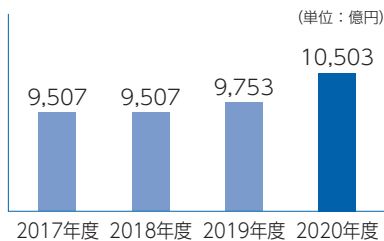
(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	920,766	902,030	920,654	1,008,684
定期性預金	509,772	483,363	483,351	486,400
その他の	410,993	418,667	437,303	522,284
貸 出 金	695,143	698,420	714,678	750,220
個人向け	111,446	115,038	116,189	114,757
中小企業向け	411,794	419,735	439,779	472,968
その他の	171,902	163,646	158,710	162,494
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	314,468	304,272	299,751	307,672
国 債	80,078	52,294	34,324	21,771
その他の	234,390	251,978	265,426	285,901
総 資 産	1,103,805	1,085,214	1,112,553	1,233,881
内 国 為 替 取 扱 高	3,177,125	3,371,954	3,403,732	3,369,708
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 235	百万ドル 349	百万ドル 484	百万ドル 410
経 常 利 益	2,695	1,719	2,324	1,391
当 期 純 利 益	1,648	900	1,258	792
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 144.49	円 銭 70.72	円 銭 106.07	円 銭 59.83

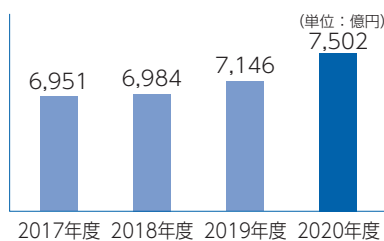
- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式および第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
- 1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。
3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度45千株。)

〈ご参考〉主要な指標の推移

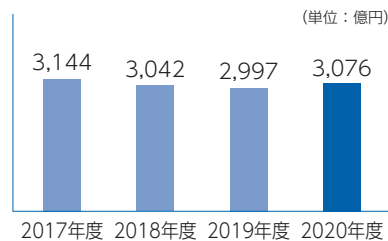
預金等（譲渡性預金含む）



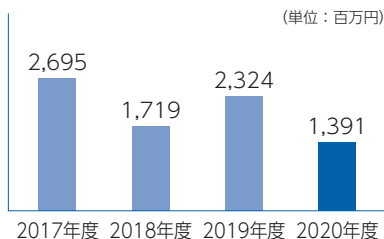
貸出金



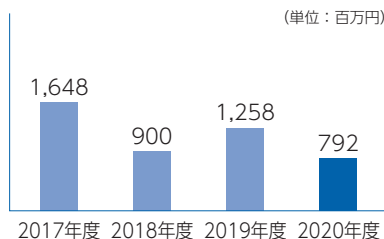
有価証券



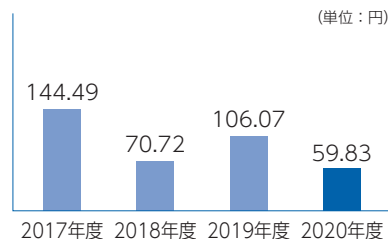
経常利益



当期純利益



1株当たり当期純利益



(3) 使用人の状況

				当 年 度 末
使	用	人	数	796人
平	均	年	齢	40才 10月
平	均	勤	続 年 数	17年 10月
平	均	給	与 月 額	375千円

		当 年 度 末	
		本部部門	営業店部門
使	用 人 数	231人	565人

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

事業報告

(4) 営業所等の状況

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
高	知	県	59	(0)
愛	媛	県	6	(0)
徳	島	県	3	(0)
香	川	県	1	(0)
岡	山	県	1	(0)
大	阪	府	1	(0)
東	京	都	1	(0)
合		計	72	(0)

(注) 高知県内59店舗には店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）を含んでおります。なお、当年度においては、吉良川支店が室戸支店内に、梅田橋支店が西支店内に移転統合しており、店舗の拠点数は68拠点となっております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり2カ所廃止いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
マ ル ナ カ 奈 半 利 出 張 所	高知県安芸郡奈半利町乙1305番地9
室 戸 岬 出 張 所	高知県室戸市室戸岬4733番地

招 集 告 白

株 主 総 会
参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

監 査 報 告 書

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	1,305百万円
---------------	----------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
南国事務センター	高知県高知市	事務所	—	676.99	345	2020年9月
南支店	高知県高知市	店舗	—	972.25	451	2021年1月

(注) 南国事務センターおよび南支店の土地は、賃借のため敷地面積を記載しておりません。

2. 売却した設備

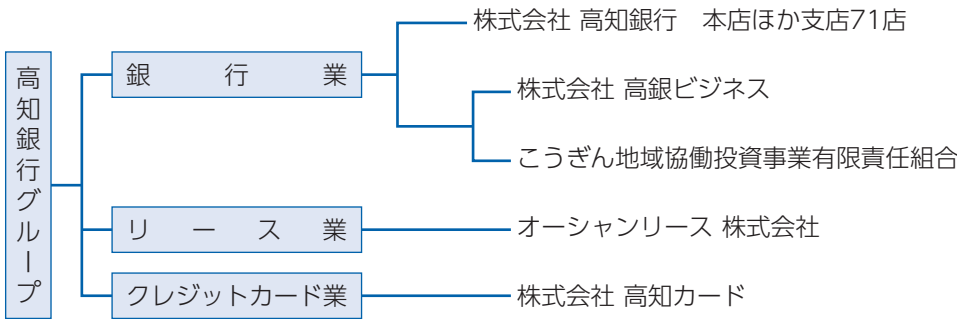
営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
伊野社宅	高知県高知市	社宅	180.38	82.80	12	2020年7月
本山出張所	高知県高知市	出張所	236.89	315.95	0	2020年8月
本山社宅	高知県高知市	社宅	315.79	102.55	0	2020年8月
大阪百舌鳥社宅	大阪府大東市	社宅	2,211.51	1,459.81	281	2020年9月
八幡浜社宅	愛媛県八幡浜市	社宅	289.13	336.96	5	2020年12月

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金又は 受入出資金	当行が有する子会 社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 三丁目3番4号	現金整理、物品販売、 店舗警備、店舗清掃等 の業務	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル 3F	リース業務	20	45 (一)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル 2F	クレジットカード業務	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市はりまや町 一丁目5番28号	投資業務	600	—	子法人

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。



招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類・
連結計算書類

監査報告書

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
森 下 勝 彦	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当		
和 田 廣 男	(代表取締役) 専務取締役 総務部・市場金融部担当		
海 治 勝 彦	常務取締役 経営統括部・人事部担当		
三 宮 昌 子	常務取締役 営業本部担当 営業本部長		
成 瀬 洋	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 与信管理部長		
田 村 忍	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当		
北 川 展 子 (現 姓：永 房)	取 締 役 (社外取締役)	北川展子法律事務所 弁護士 日本証券業協会 法務参事 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	
別 役 壽 夫	取 締 役 (社外取締役)		
井 奥 和 男	取 締 役 (社外取締役)	公益財団法人 高知県文化財団 理事長	
山 田 浩	常勤監査役 (社外監査役)		
吉 田 剛	常勤監査役		
久 保 田 寿 一	監 査 役 (社外監査役)		
清 藤 智 彦	監 査 役 (社外監査役)	清藤会計事務所 所長 四国税理士政治連盟 会長	

- (注) 1. 当行の役員は、2021年3月31日現在、取締役9名、監査役4名の計13名であり、そのうち男性は11名、女性は2名（役員のうち女性の比率は15.38%）で構成されております。なお女性の役員は、当行の常務取締役および社外取締役であります。
2. 取締役北川展子、別役壽夫および井奥和男の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
4. 監査役山田 浩、久保田寿一および清藤智彦の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 久保田寿一および清藤智彦の両氏は、2020年6月25日開催の第140期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役別役壽夫氏は、中小企業診断士としての資格を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役清藤智彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 齋藤照夫および府川 一の両氏は、2020年6月25日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により、退任いたしました。

9. 当事業年度中において、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
森 下 勝 彦	取締役頭取	取締役頭取 監査部担当	2020年6月25日
和 田 廣 男	専務取締役 監査部・総務部担当	専務取締役 総務部・市場金融部担当	2020年6月25日
三 宮 昌 子	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	2020年6月25日
成 瀬 洋	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当 与信管理部長	2020年4月1日
	常務取締役 市場金融部・融資統括部・ 与信管理部担当 与信管理部長	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 与信管理部長	2020年6月25日
田 村 忍	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当	2020年6月25日

10. 2021年4月30日付にて、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
成 瀬 洋	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 与信管理部長	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 融資統括部長兼与信管理部長	2021年4月30日

(ご参考)

当行は執行役員制度を2019年4月1日より採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は下記のとおりであります。

(2021年4月1日現在)

氏 名	地 位	担 当
山 本 一 也	上 席 執 行 役 員	営業本部副本部長
松 田 裕 邦	執 行 役 員	本店営業部長
深 見 英 治	執 行 役 員	営業企画部長
吉 村 卓 浩	執 行 役 員	事務システム部長

(2) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
北 川 展 子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
別 役 壽 夫	
井 奥 和 男	
山 田 浩	
久 保 田 寿 一	
清 藤 智 彦	

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当 行 取 締 役	当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当行取締役、当行監査役および当行執行役員であり、保険料は全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追求に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
当 行 監 査 役	
当 行 執 行 役 員	

(5) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	人 数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (社外取締役を除く)	6	115	103	12	—
社 外 取 締 役	3	12	12	—	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	13	13	—	—
社 外 監 査 役	5	23	23	—	—
合 計	15	165	153	12	—

(注) 1. 「人数」には、2020年6月25日開催の第140期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。

2. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。

3. 報酬等の総額には、退任役員の退職慰労金は含まれておりません。

4. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益16億円であり、実績は7億円でありました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当ての際の条件等は「② 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当事業年度に交付した普通株式はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において年額132百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を当初の信託期間は4年間として年額72百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。

なお、株式報酬型ストック・オプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において年額54百万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 北 川 展 子	5年9カ月	当期開催の取締役会18回すべてに出席しております。	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に弁護士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 別 役 壽 夫	2年9カ月	当期開催の取締役会18回すべてに出席しております。	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に中小企業診断士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 井 奥 和 男	1年9カ月	当期開催の取締役会18回すべてに出席しております。	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に高知県の行政分野にて培われた豊富な知識と経験に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山 田 浩	4年9カ月	当期開催の取締役会18回および監査役会18回すべてに出席しております。	議案・審議等において、主に財務行政にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における 発言その他の活動状況
監査役 久保田 寿一	0年9カ月	就任以降開催の取締役会13回および監査役会10回すべてに出席しております。	議案・審議等において、主に高知県行政における要職にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 清藤 智彦	0年9カ月	就任以降開催の取締役会13回および監査役会10回すべてに出席しております。	議案・審議等において、主に税理士としての専門的知見に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を6回行っております。
2. 監査役久保田寿一および清藤智彦の両氏は、2020年6月25日開催の第140期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、2020年6月25日以降に開催された取締役会または監査役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。
- また、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づく、取締役会決議があったものとみなす書面決議は3回行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（5）会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 株式数

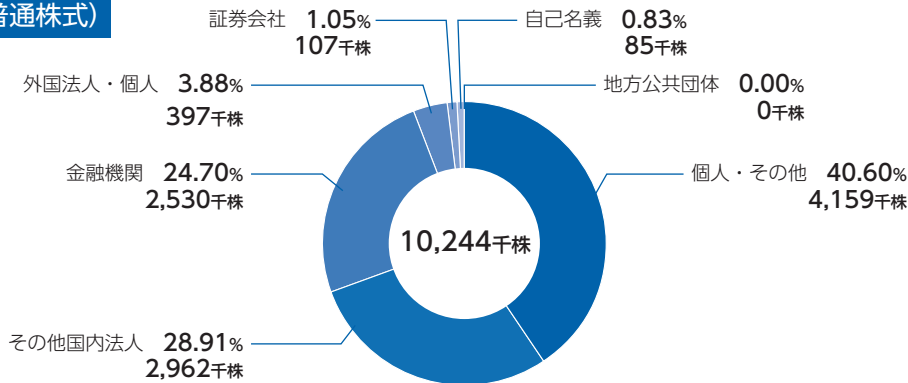
発行可能株式総数	
普通株式	40,900千株
第1種優先株式	40,900千株
発行済株式の総数	
普通株式	10,244千株
(自己株式85,662株含む)	
第1種優先株式	7,500千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,631名
(前期末比94名減)	
第1種優先株式	1名

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



(注) 1. 株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	542	5.34
高知銀行持株会	471	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	452	4.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	372	3.66
技研ホールディングス株式会社	275	2.71
四国総合信用株式会社	206	2.03
株式会社技研製作所	169	1.67
株式会社ヨンキユウ	167	1.64
損害保険ジャパン株式会社	137	1.35
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	110	1.09

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（85,662株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式45千株を取得しております。
- なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第1種優先株式

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	7,500	100.00

- (注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に交付した株式はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員 脇 田 勝 裕 指定有限責任社員 業務執行社員 青 木 靖 英	65百万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 66百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第141期末 (2021年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	160,489	預 当 座 預 金	1,008,684
現 預 金	15,086	当 普 貯 通 定 所 積 金	50,503
金 銭 の 信 託	145,403	座 通 蓄 知 期 期 預 金	454,400
有 価 証 券	1,069	の 他 の 預 金	10,412
国 地 方 債	307,672	譲 渡 性 の 預 金	1,159
株 社 債	21,771	コ ー ル マ ネ ー 金	479,251
株 式 債	3,344	借 入 金	7,149
そ の 他 の 証 券	169,472	外 国 為 替 金	5,807
貸 出 金	16,066	所 売 渡 外 国 為 替	41,660
割 引 手 形 付 付 越	97,017	そ の 未 払 法 人 費 収 入 金	3,099
手 形 貸 付 付 越	750,220	当 前 給 付 融 一 ス の 他 の 当 引 当 金	98,523
外 国 為 替	96,292	賞 与 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	98,523
外 国 他 店 預 け 金	900	眠 睡 預 金 延 税 金 延 税 金 延 税 金 延 税 金	5
取 立 外 国 為 替	845	株 式 報 酬 引 当 金	5
そ の 他 資 産	55	繰 上 償 還 債 務	7,073
前 払 費 用	72	支 払 金	763
未 収 収 益	628,082	負 債 の 部 合 計	610
金 融 派 生 商 品	96,292		476
そ の 他 の 資 産	1		1
有 形 固 定 資 産	6,620		641
建 物	15,738		24
土 地	4,902		4,556
リ ー ス 資 産	9,707		363
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	22		169
無 形 固 定 資 産	1,105		47
ソ フ ト ウ ェ ア	204		532
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	126		1,583
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	35		1,847
前 払 年 金 費 用	42		1,163,591
支 払 承 諾 見 返	68	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	1,847	資 本 剰 余 金	19,544
資 産 の 部 合 計	△11,832	資 本 準 備 金	16,702
	1,233,881	そ の 他 資 本 剰 余 金	11,751
		利 益 剰 余 金	4,951
		利 益 準 備 金	24,717
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,100
		圧 縮 記 帳 積 立 金	23,617
		繰 上 償 還 債 務	237
		自 己 株 式	23,379
		【株 主 資 本 合 計】	△190
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	60,774
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,180
		【評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計】	3,296
		純 株 予 約 権	9,477
		純 資 産 の 部 合 計	38
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	70,290
			1,233,881

第141期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経常	金	運出	用	収	益					18,074	
資	貸	有価証券	預金	貸付	金	配当	利息	当	金	13,801	
										9,981	
										3,709	
										2	
										76	
										30	
役員受取	業務	取入	引当	の	受取	手	数	料	益	1,876	
										632	
その他	の	他	業	務	役	取	益	取	益	1,244	
										355	
外国	金	融	の	等	債	券	商	却	益	188	
										21	
その他	の	他	業	務	役	取	益	取	益	146	
										2,040	
償	株	金	の	他	業	務	役	取	益	96	
										1,716	
										117	
										110	
経常	金	調	達	費	用					16,683	
資	貸	有価証券	預金	貸付	金	配当	利息	当	金	387	
										357	
										14	
										13	
										1	
										0	
役員受取	業務	取入	引当	の	受取	手	数	料	用	1,499	
										103	
その他	の	他	業	務	役	取	益	取	益	1,395	
										1,128	
外国	金	融	の	等	債	券	商	却	損	60	
										28	
外国	金	融	の	等	債	券	商	却	損	37	
										1,001	
営	の	業	他	業	務	役	取	益	取	11,267	
										2,400	
										904	
										1,186	
										105	
										88	
										116	
経常	金	調	達	費	用					1,391	
特	別	利	益							211	
特	別	利	益							21	
特	別	利	益							14	
										6	
税引	前	当	期	純	利	益				1,581	
法人	税	住	民	税	及	事	業	税	額	1,085	
法人	税	等	等	調	整	合				△295	
当	期	純	利	益						789	
										792	

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

第141期末 (2021年 3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	160,626	預 金	1,007,376
金 銭 の 信 託	1,069	譲 渡 性 預 金	41,660
有 価 証 券	308,181	コールマネー及び売渡手形	3,099
貸 出 金	747,928	借 用 金	102,708
外 国 為 替	900	外 国 為 替	5
リース債権及びリース投資資産	6,588	そ の 他 負 債	9,523
そ の 他 資 産	13,714	賞 与 引 当 金	373
有 形 固 定 資 産	15,847	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	169
建 物	4,904	株 式 報 酬 引 当 金	47
土 地	9,717	繰 延 税 金 負 債	736
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,224	再評価に係る繰延税金負債	1,583
無 形 固 定 資 産	210	負 の の れ ん	68
ソ フ ト ウ ェ ア	131	支 払 承 諾	1,847
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	35	負 債 の 部 合 計	1,169,200
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	44	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	183	資 本 金	19,544
繰 延 税 金 資 産	4	資 本 剰 余 金	16,699
支 払 承 諾 見 返	1,847	利 益 剰 余 金	26,774
貸 倒 引 当 金	△12,169	自 己 株 式	△190
資 産 の 部 合 計	1,244,933	【株 主 資 本 合 計】	62,827
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,298
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,296
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	93
		【その他の包括利益累計額合計】	9,688
		新 株 予 約 権	38
		非 支 配 株 主 持 分	3,177
		純 資 産 の 部 合 計	75,732
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,244,933

第141期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	22,904
資 金 運 用 収 益	13,831
貸 出 金 利 息	9,984
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,736
コールローン利息及び買入手形利息	2
預 け 金 利 息	76
そ の 他 の 受 入 利 息	30
役 務 取 引 等 収 益	2,149
そ の 他 業 務 収 益	4,862
そ の 他 経 常 収 益	2,061
償 却 債 権 取 立 益	96
そ の 他 の 経 常 収 益	1,964
経 常 費 用	21,279
資 金 調 達 費 用	408
預 金 利 息	357
譲 渡 性 預 金 利 息	14
コールマネー利息及び売渡手形利息	13
借 用 金 利 息	22
役 務 取 引 等 費 用	1,666
そ の 他 業 務 費 用	5,257
営 業 経 費	11,539
そ の 他 経 常 費 用	2,407
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	915
そ の 他 の 経 常 費 用	1,491
経 常 利 益	1,624
特 別 利 益	211
固 定 資 産 処 分 益	211
特 別 損 失	21
固 定 資 産 処 分 損	14
減 損 損 失	6
税金等調整前当期純利益	1,814
法人税、住民税及び事業税	1,168
法 人 税 等 調 整 額	△296
法 人 税 等 合 計	871
当 期 純 利 益	943
非支配株主に帰属する当期純利益	65
親会社株主に帰属する当期純利益	877

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社高知銀行
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所指定有限責任社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

常勤監査役 吉 田 剛 ㊟

監 査 役 久 保 田 寿 一 ㊟

監 査 役 清 藤 智 彦 ㊟

(注) 監査役山田浩、監査役久保田寿一及び監査役清藤智彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

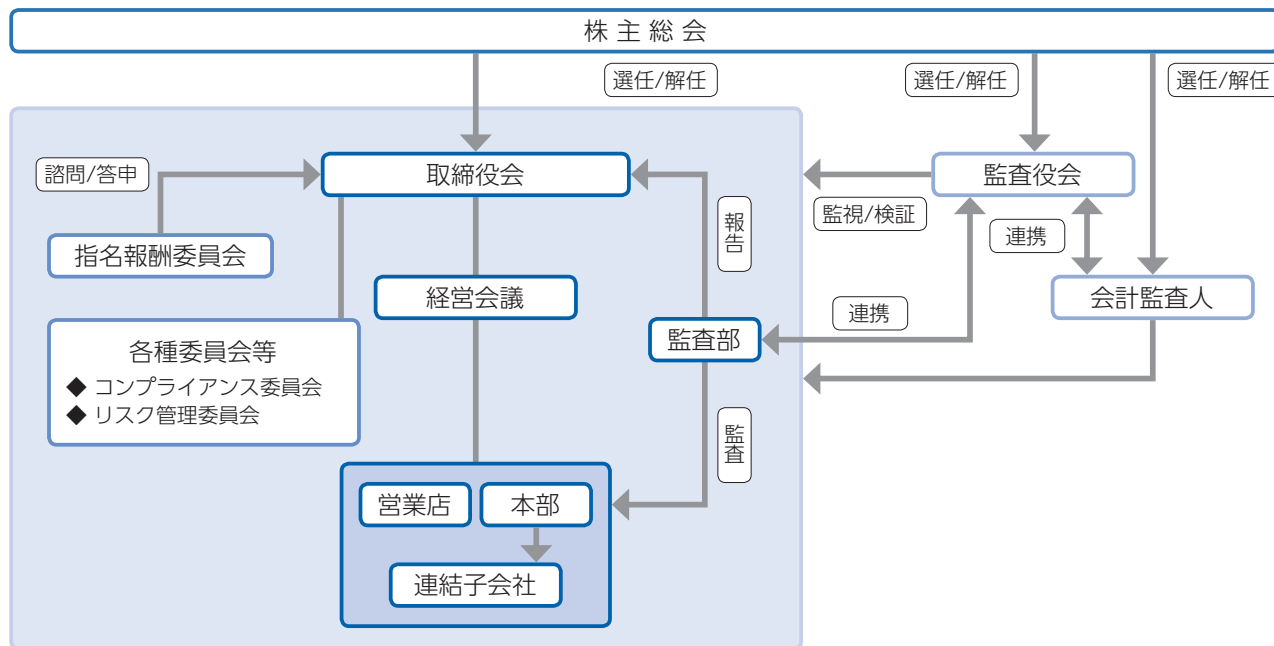
なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance.html>

<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果断な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>



<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名方針>>

- ・ 当行の取締役および執行役員ならびに監査役候補者は、以下の選任基準を踏まえ指名・選任します。

(共通選任基準)

- (1) 優れた人格、幅広い見識、豊富な知識を有する者
 - (2) 高い倫理観をもち、法令等の遵守に誠実である者
 - (3) 善良なる管理者の注意をもって、その職務を的確に遂行できる者
 - (4) 当行の経営理念のもと、持続的な企業価値の向上に資する職責を果たすことができる者
- (取締役および執行役員の選任において重視する基準)

適切な業務執行に必要な経営感覚

(社外役員の選任において重視する基準)

企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他いずれかの専門的知見および豊富な経験

(監査役の選任において重視する基準)

適切な監査の確保に資する独立性

- ・ 取締役および執行役員ならびに監査役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえ決定します。

- (1) 反社会的勢力と関係をもつなど公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 選任基準の各要件を欠くことが認められた場合
- (3) 職務の継続が困難となった場合

<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名ならびに解任手続き>>

- ・ 経営陣幹部である役付取締役の選定および執行役員の選任、ならびに社内取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 社外取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 監査役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。
- ・ 取締役および執行役員、ならびに監査役が解任基準に抵触すると認められる場合には、指名報酬委員会に諮問のうえ取締役会において解任または解任議案を決定します。

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証します。

政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でのご越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。
ご用意を超える方がお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。